



記載例

整理番号

徴収猶予申請書 特

県税事務局長 様

地方税法附則第59条第1項の規定により、留意事項等を確認の上、以下の代表者の住所、役職、氏名を法人の所在地や名称の下に併せて記載してください。

1 申請者名等 (以下の項目について、ご記入をお願いします)

申請者	住所所在地	佐賀県 佐賀市 佐賀1-2-3 代表者住所: 佐賀県 佐賀市 佐賀2-3-4		申請年月日	令和 2年 5月 〇日
	氏名称	株式会社 佐賀県税納税 代表取締役社長 佐賀 二郎		※職員記入欄	通信日付印 申請書番号 処理年月日

納付又は納入すべき税	年度	税目	納期限	税額	本税以外(延滞金等)	期、登録番号等	猶予を希望する期間
	R2	法人事業税	R2・6・1	100,000	0	確定申告	納期限の翌日から R3・6・1 まで 12月間
	R2	不動産取得税	R2・4・30	50,000	0		納期限の翌日から R3・4・30 まで 12月間
	R2	自動車税種別割	R2・6・1	34,500	0	500あ1234	納期限の翌日から R3・6・1 まで 12月間
							納期限の翌日から . . . まで 月間
							納期限の翌日から . . . まで 月間
	合計			184,500	0		

新型コロナウイルス感染症等の影響 イベント等の自粛で収入が減少 外出自粛要請で収入が減少 その他の理由で収入が減少

R2.2.1~R3.1.31までに納期限が到来するものが対象です。

2 猶予額の計算 (注) 新型コロナウイルス感染症やそのまん延防止のための措置の影響により収入が減少していることが必要です。

(1) 収入の減少の状況等

令和2年2月以降、前年同月と比べて収入の減少率が大きい月の収支状況を記載してください。

項目	令和2年(当年)			前年同月			収入減少率
	2月	3月	月	2月	3月	月	
収入	売上	800,000	1,000,000		1,000,000	1,500,000	1-(③÷⑥) 1-(④÷⑦) 1-(⑤÷⑧) のうち最大のものを記載 32.4 %
	〇〇収入	200,000	150,000		200,000	200,000	
	小計	1,000,000	1,150,000		1,200,000	1,700,000	
支出	仕入	300,000	400,000				支出平均額 (⑨+⑩+⑪) ÷ 記入月数 650,000 円
	一般管理費	200,000	200,000				
	〇〇返済	100,000	100,000				
	小計	600,000	700,000				

R2.2以降の任意の期間(1ヶ月以上)において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していることを示すためのものです。収入状況の把握のため3ヶ月分の記載欄がありますが、計算の際は、減少率の大きいものを記載してください。

(注) 売上を「収入」、仕入を「支出」に記入してください。なお、減価償却費など、実際に支払を伴わないものは「支出」に該当しません。

※職 税理士による代理申請の場合に記載してください。 (預金通帳等) 聴取

税理士署名押印	特例 次郎	特例	電話番号	0952-99-9999
			<input checked="" type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有

(2) 当面の運転資金等の状況等

当面の運転資金等 (⑫ × 6(6か月分))	3,900,000 円	+	今後6か月に予定されている 臨時支出等の額	1,000,000 円		
				=	当面の支出 見込額(⑬)	4,900,000 円

(3) 現金・預貯金残高

※職員記入欄 一時納付・納入が困難であることを証する書類(預金通帳、現金出納帳等) 聴取

	金額		金額	現金・預貯金の 合計(⑭)	4,500,000 円
現金	500,000 円	預貯金	4,000,000 円		

(4) 納付可能金額

⑭ (現金・預貯金残高) - ⑬ (当面の支出見込額) = 納付可能金額(⑮) 0 円
(マイナスの場合は0)

(5) 猶予を受けようとする金額

(①+②)納付・納入すべき税		(⑮)納付可能金額		猶予額
184,500 円	-	0 円	=	184,500 円

《「収入の減少」とは…》

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業をされている方の収入が前年同期間に比べておおむね20%以上減少した場合、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

フリーランスの方などの報酬、派遣労働者の方などの給与についても、同じように減少していれば、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

なお、新型コロナウイルスの発生とは関係なく減少した収入(臨時収入の減少など)については、この「収入の減少」の計算には含まれません。

《「納付可能金額」とは…》

当面(向こう6か月分)の事業資金・生活費等を超える現金・預貯金をお持ちの場合、その超えた金額については、「納付可能金額」として納期限までに納付していただく必要があります。

- ・ **申請頂いた内容の審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあるため、ご協力をお願いします。**

- ・ 本件の猶予申請の許可又は不許可の結果については、通知書でお知らせします。

※当該「特例制度」では、猶予期間終了後において、猶予された税金の納税が必要となりますのでご注意ください。

※猶予期間終了後、未納となっている場合は「督促状」が送付されます。

※事実と異なる申請が判明した場合は、猶予を取り消す場合があります。

- ・ 佐賀県税事務所：0952-30-3162、3164 (管轄区域：佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、神埼市、神埼郡、三養基郡)
- ・ 唐津県税事務所：0955-73-1551、1552 (管轄区域：唐津市、東松浦郡)
- ・ 武雄県税事務所：0954-23-3103 (管轄区域：武雄市、伊万里市、鹿島市、嬉野市、西松浦郡、杵島郡、藤津郡)

お預かりした個人情報、適正な事務処理のためにのみ使い、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。詳しくは、佐賀県プライバシーポリシーをご参照ください。(<https://www.pref.saga.lg.jp/web/privacy/privacypolicy.html>)